

平成 30 年度

定期 監 査 集 録

財政援助団体監査集録

工事 監 査 集 録

瀬戸市監査委員

目 次

定期監査

1	地域振興部	まるっとミュージアム課	1
2	市民生活部	環境課	4
3	地域振興部	文化課	6
4	市民生活部	生活安全課	9
5	教 育 部	教育政策課	11
6	行政管理部	人事課	13
7	地域振興部	スポーツ課	15
8	市長直轄組織	シティプロモーション課	17
9	行政管理部	財政課	18
10	教 育 部	学校教育課 小学校 (深川、道泉、祖母懐、古瀬戸、東明小学校) 中学校 (祖東、南山中学校)	19
11	市民生活部	クリーンセンター	21
12	都市整備部	維持管理課	23
13	教 育 部	学校教育課	25
14	地域振興部	ものづくり商業振興課	27
15	市民生活部	市民課	29
16	健康福祉部	健康課	31
17	健康福祉部	保育課 保育園 (西、南、水北、品野西保育園)	33

財政援助団体監査

1	瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会	35 (地域振興部 産業政策課)
2	瀬戸市老人クラブ連合会	37 (健康福祉部 高齢者福祉課)

工 事 監 査

1	穴田配水場築造工事 (都市整備部 水道課)	38
---	-----------------------	----

監査報告書

- 第1 監査対象 地域振興部 まるっとミュージアム課
- 第2 監査期間 平成30年8月1日から平成30年9月25日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第4 監査方法

平成30年度（指定管理事務、補助金等交付事務については平成29年度を含む。）において執行された平成30年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 経理事務、契約事務

ア 東海自然歩道パトロール業務委託

消耗品費で、契約の相手方が作成する契約書に使用する収入印紙の代金が公費で支出され、契約書に貼付されていた。

収入印紙は、印紙税を納付するために使用する証票であり、当該契約の場合、市が作成する契約書については、印紙税法第5条により非課税となるが、契約の相手方が作成する契約書は同法第3条により課税文書となり、同条の規定により、その納税義務者は契約の相手方となるため、公費での支出を継続することは適正な取り扱いではないと考えられる。

関係法令等を確認し、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(2) 指定管理事務

ア 基本協定書

基本協定書第6条第1項により、市に所有権が帰属する備品の取得を指定管理者が行っているが、市の備品台帳に登録がされていなかった。また、同条第3項で指定管理者に義務付けられている備品台帳の備え付け及び備品についての定期異動報告がなされていなかった。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、協定書で定められた備品の管理につき再度確認を行い、指定管理者を適切に指導監理するよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 歳入予算整理簿

商工使用料の職員等駐車場使用料は、瀬戸市職員等の市施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱第8条において使用月の末日までに納入しなければならないと定められているが、翌月に調定決議及び入金が行われている。また、短時間勤務で要綱の対象とならない職員等に対する行政財産使用許可書に、実際とは異なる金額の使用料が表示されている。

イ 支出負担行為決議書兼支出命令書

使用料及び賃借料で、領収書の添付がなく、領収書別途保管の表示もないもの。

(2) 契約事務

ア 各契約約款

抽出監査を行った契約約款において、使用されている契約約款が古く、法令等の改正が反映されていないものが散見された。また、契約規則に定められた、契約書に必要とされている項目について記載がなされていないものがある。

契約約款には、発生リスクとしては低く、通常の業務内では一見不要と思われる条項があるものの、発生した場合の影響とその対応に重要な内容が含まれており、法令の引用も適正であることが求められる。

契約担当部署で作成している標準契約約款を参考にし、契約を締結するごとに常に新しい契約約款を使用されたい。

イ 業務委託契約書（東海自然歩道パトロール業務委託）

契約保証金を免除しているが、契約規則の該当条項が誤っている。

ウ 業務委託契約書（陶の路「暮らしっくストリート」ポケットパーク・トイレ浄化槽維持管理業務委託）

瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領に基づく契約結果調書が公表されているが、随意契約理由の表示が適切ではない。

(3) 指定管理事務

ア 基本協定書、各年度協定書、事業計画書

個人情報の取り扱いにつき、瀬戸市個人情報保護条例の条項を引用しているが、引用条項が誤っている。

(4) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 5848 グラフィックパネル一式

物品番号 5227 ヤマハ YU30 アップライトピアノ

物品番号 6684 まるっとミュージアム広告塔 ステンレス製

物品番号 6688 まるっとミュージアム広告塔 ステンレス製

物品番号 7639 物品棚 スチール

物品番号 8894 物品棚 スチール

物品番号 9304 物品棚 スチール

物品番号 100029 新型プリウス Sグレード

(イ) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 5792 CASIO YC-400 マルチPJカメラシステム

物品番号 5791 ソニー P150 デジタルカメラ

物品番号 5790 パナソニック NV-AL35 ビデオカメラ

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 環境課
- 第 2 監査期間 平成 30 年 8 月 1 日から平成 30 年 9 月 25 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査方法

平成 30 年度（補助金等交付事務については平成 29 年度を含む。）において執行された平成 30 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 前回の定期監査において指摘をしたところであるが、備品シール等による管理がされていない状況が見受けられたので、適正な備品管理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（公共用水域等水質調査業務委託）

(ア) 入札の執行伺いの施行日、文書番号及び公印使用欄の印がもれている。

(イ) 業務委託契約約款第 17 条中の独占禁止法の条項で、第 8 条第 1 号が第 8 条第 1 項第 1 号になっている。

- (ウ) 業務委託契約約款第17条中の刑法の条項で、第96条の6が第96条の3になっている。
- イ 業務委託契約書(資源リサイクルセンター資源物受入及び清掃業務委託)
 - (ア) 業務委託約款第18条中の刑法の条項で、第96条の6が第96条の3になっている。
 - (イ) 業務委託約款に定められている監督員が任命されておらず、受託者に通知されていない。
- (2) 財産管理事務
 - ア 備品管理
 - (ア) 瀬戸市会計規則第25条に規定する検収者が任命されていない。
 - (イ) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。
 - 重要備品
 - 物品番号 100315 監視カメラ装置
 - 物品番号 100597 監視カメラ装置
 - 物品番号 101467 監視カメラ装置
 - 物品番号 101645 監視カメラ装置
 - 物品番号 000975 天体望遠鏡
 - 普通備品
 - 物品番号 101817 刈り取り機
 - 物品番号 101818 刈り取り機
 - 物品番号 101819 刈り取り機
 - 物品番号 101820 刈り取り機
 - 物品番号 101821 刈り取り機
 - 物品番号 102895 刈り取り機
 - 物品番号 102896 刈り取り機
 - 物品番号 102897 刈り取り機
 - 物品番号 000998 チェンソー
 - 物品番号 000760 噴霧器・動力噴霧器・スイングフォッグ
 - 物品番号 001350 噴霧器・動力噴霧器・スイングフォッグ
 - 物品番号 001351 噴霧器・動力噴霧器・スイングフォッグ
 - 物品番号 001352 噴霧器・動力噴霧器・スイングフォッグ
 - 物品番号 001400 噴霧器・動力噴霧器・スイングフォッグ
 - 物品番号 006999 噴霧器・動力噴霧器・スイングフォッグ
 - 物品番号 008254 噴霧器・動力噴霧器・スイングフォッグ

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 地域振興部 文化課
- 第 2 監査期間 平成 30 年 9 月 3 日から平成 30 年 10 月 24 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査方法

平成 30 年度（補助金等交付事務については平成 29 年度を含む。）において執行された平成 30 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（市内遺跡発掘調査業務委託）

（ア）「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に規定する契約結果調書が作成されず、また公表されていない。

イ 業務委託契約書（旧山繁商店防火防犯施設設置・警備業務委託）

（ア）業務委託施行伺いで随意契約であるが入札保証金免除の記載がある。

(2) 財産管理事務

ア 備品シール等による管理がされていないもの。

重要備品 (23件)

物品番号 005720 陳列棚・ウインドケース
物品番号 007496 陳列棚・ウインドケース
物品番号 007641 陳列棚・ウインドケース
物品番号 007642 陳列棚・ウインドケース
物品番号 008751 陳列棚・ウインドケース
物品番号 008896 陳列棚・ウインドケース
物品番号 008897 陳列棚・ウインドケース
物品番号 009306 陳列棚・ウインドケース
物品番号 009307 陳列棚・ウインドケース
物品番号 004980 コンピュータ関連機器
物品番号 007398 車椅子
物品番号 008653 車椅子
物品番号 007383 窯業模型
物品番号 008638 窯業模型
物品番号 007558 テレビ
物品番号 008813 テレビ
物品番号 006227 映写機
物品番号 007548 映写機
物品番号 008803 映写機
物品番号 007584 スライド映写機
物品番号 008839 スライド映写機
物品番号 006604 踏台・踏箱
物品番号 000715 カメラ関連機器

普通備品 (6件)

物品番号 104046 その他調理機器
物品番号 104050 その他調理機器
物品番号 104051 その他調理機器
物品番号 006223 録音関係機器
物品番号 007546 テープレコーダー
物品番号 008801 テープレコーダー

イ 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。

重要備品 (44件)

物品番号 004982 普通貨物自動車
物品番号 005380 太鼓
物品番号 007969 ティンパニ
物品番号 009224 ティンパニ
物品番号 009634 ティンパニ
物品番号 009804 ティンパニ

物品番号 005381 ピアノ
物品番号 005382 ピアノ
物品番号 005383 ピアノ
物品番号 005384 ピアノ
物品番号 005385 ピアノ
物品番号 004467 35mmフィルム
物品番号 004468 35mmフィルム
物品番号 004472 フィルムリーダー
物品番号 102661 絵画
物品番号 102662 絵画
物品番号 102663 絵画
物品番号 006197 彫像
物品番号 006342 緞帳
物品番号 006343 緞帳
物品番号 006344 緞帳
物品番号 006554 馬立
物品番号 006556 松羽目
物品番号 012219 スポットライト
物品番号 012320 スポットライト
物品番号 012421 スポットライト
物品番号 012522 スポットライト
物品番号 012623 スポットライト
物品番号 012724 スポットライト
物品番号 012825 スポットライト
物品番号 012926 スポットライト
物品番号 013027 スポットライト
物品番号 013128 スポットライト
物品番号 013229 スポットライト
物品番号 013326 スポットライト
物品番号 013397 スポットライト
物品番号 013461 スポットライト
物品番号 013518 スポットライト
物品番号 013563 スポットライト
物品番号 013602 スポットライト
物品番号 013635 スポットライト
物品番号 013663 スポットライト
物品番号 013689 スポットライト
物品番号 005853 ロアホリゾンライト

以 上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 市民生活部 生活安全課

第 2 監査期間 平成 3 0 年 9 月 3 日から平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 補助金等交付事務
- 4 財産管理事務
- 5 庶務関係

第 4 監査方法

平成 3 0 年度（補助金等交付事務については平成 2 9 年度を含む。）において執行された平成 3 0 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（斎苑火葬業務委託）

（ア） 契約約款第 2 0 条第 2 項第 1 号で、独占禁止法の第 7 条の 2 第 7 項が第 7 条の 2 第 6 項と記載されている。

（イ） 契約約款に、契約規則第 3 0 条第 3 項に基づく違約金条項がない。

イ 業務委託契約書（斎苑施設管理業務委託）

（ア） 契約約款第 2 0 条第 2 項第 1 号で、独占禁止法の第 7 条の 2 第 7 項が第 7 条の 2 第 6 項と記載されている。

（イ） 契約約款に、契約規則第 3 0 条第 3 項に基づく違約条項がない。

(2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市 LED 防犯灯設置費補助金

（ア） 補助申請額の修正の方法が適切でない。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 1113 テレビ

物品番号 7864 管理職用両袖机

物品番号 7868 管理職用両袖机

物品番号 9119 管理職用両袖机

物品番号 9123 管理職用両袖机

物品番号 9529 管理職用両袖机

物品番号 9533 管理職用両袖机

物品番号 996 事務椅子

物品番号 997 事務椅子

(イ) シール等による管理がされていないもの。

物品番号 100616 通信設備

(ウ) 登録が旧設置場所の所管のままとなっているもの。

物品番号 5530 事務椅子

物品番号 100639 事務椅子

(エ) 備品登録されておらず、かつシール等による管理がされていないもの。

事務机 トーヨースチール X50-117 3台

管理職用事務椅子 1台

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 教育部 教育政策課
- 第 2 監査期間 平成 3 0 年 9 月 3 日から平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査方法

平成 3 0 年度（補助金等交付事務については平成 2 9 年度を含む。）において執行された平成 3 0 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

教育関連情報システムネットワークの設置状況について、情報セキュリティの観点から、設置状況が適切でないものが見受けられた。

教育に関する情報システムは、児童生徒の機微な個人情報を含む重要な情報資産を取り扱うものであるため、適切な管理が求められる。

C I S O（最高情報セキュリティ責任者）主導により、情報政策推進部署と連携し、瀬戸市情報セキュリティポリシーに基づく適切な運用を行うよう速やかに改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書

((仮称) 瀬戸市立小中一貫校建設工事監理業務委託)

(ア) 契約締結伺いに添付されている契約書案にて契約書に入れることとなっている契約約款特則条項が、締結された契約書に入っていない。

- (イ) 業務委託施行何で、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。
- イ 業務委託契約書（小・中学校警備業務委託）
 - (ア) 契約約款に契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。
- ウ 賃貸借契約書（東山小学校コンピュータ整備賃貸借）
 - (ア) 第10条第1項第1号で、法改正前の独占禁止法の条項が引用されている。
 - (イ) 第10条第1項第4号で、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。
- エ 業務委託契約書（效範、原山小学校集毛器取替工事）
 - (ア) 工事施行何で、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。
- オ 請書（祖東中学校校舎屋根漏水補修工事）
 - (ア) 工事施行何で、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。
- (2) 財産管理事務
 - ア 備品管理
 - (ア) 備品シール等による管理がされていないもの。
物品番号 100258 情報記録用教材
物品番号 103961 丁合機 デュプロDFC-100L
 - (イ) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。
物品番号 880 水屋（教育長室）
- (3) 庶務関係
 - ア 公印関係
 - (ア) 公印が調製されているが、公印台帳が作成されていないもの。
(教育政策課長印)
 - (イ) 法改正により廃止された役職の公印の廃止手続きがなされていないもの。(教育委員長印、教育委員長職務代理者印)
 - イ 臨時職員関係
 - (ア) 休暇簿で、前年度からの有給休暇の繰り越し日数が誤っているもの。

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 行政管理部 人事課
- 第 2 監査期間 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査方法

平成 3 0 年度において執行された平成 3 0 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（平成 3 0 年度産業医委託）

(ア) 業務委託 1 3 0 万円超 5 0 0 万円以下の施行伺いについて、財政課長の合議がされていない。

(イ) 「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に規定する契約結果調書が作成されず、また公表されていない。

イ 業務委託契約書（平成 3 0 年度ストレスチェック共同実施者業務委託）

(ア) 業務委託契約書第 6 条中の独占禁止法の条項で、第 8 条第 1 項が第 8 条第 1 項第 1 号になっている。

(イ) 業務委託契約書第 6 条中の刑法の条項で、第 9 6 条の 6 が第 9 6 条の 3 になっている。

(ウ) 「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に規定する契約結果調書が作成されず、また公表されていない。

(2) 庶務関係

ア 臨時職員雇用関係

(ア) 勤務実績報告書と休暇簿の年次有給休暇日数が異なっているもの。

以 上

監査報告書

第1 監査対象 地域振興部 スポーツ課

第2 監査期間 平成30年10月1日から平成30年11月22日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 指定管理事務
- 4 補助金等交付事務
- 5 財産管理事務
- 6 庶務関係

第4 監査方法

平成30年度（補助金等交付事務については平成29年度を含む。）において執行された平成30年8月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（パルティセとフィットネスジム運営業務委託）

(ア) 契約条項に、瀬戸市契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。

(イ) 契約条項に、暴力団排除、談合その他不正にかかる条項がない。

(ウ) 運営業務委託仕様書別紙2の引用条項が間違っているもの。

(2) 指定管理事務

ア 平成30年度瀬戸市定光寺野外活動センター施設管理業務委託

(ア) 基本協定書第18条において、瀬戸市個人情報保護条例の引用条項が誤っているもの。

(3) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市体育協会補助金

(ア) 当該交付要綱第2条の「補助金交付の対象として市長が定める経費」が定められていない。

(4) 財産管理事務

ア 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

- ① 物品番号 5571 血圧計
- ② 物品番号 5934 トレーニング機器
- ③ 物品番号 1206 盗難火災通報設備

イ 備品の存在が確認できたが、登録がないもの。

- ① キャンプテント 4 張り

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市長直轄組織 シティプロモーション課
- 第 2 監査期間 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 1 月 25 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査方法

平成 30 年度において執行された平成 30 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託請書（シティプロモーションWEBサイト運用業務委託）

（ア） 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。

イ 物品調達請書（せとまちブランディング戦略概要版）

（ア） 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。

（イ） 物品調達施行伺いの決裁前に見積徴収の施行決裁が行われている。

ウ 物品調達（ロゴマークピンバッジ）

（ア） 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

（ア） 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。

物品番号 104609 ビデオデッキ

以 上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 行政管理部 財政課

第 2 監査期間 平成 3 0 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係

第 4 監査方法

平成 3 0 年度において執行された平成 3 0 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（市有地環境整備業務委託）

(ア) 契約書に、履行遅滞の場合における違約金の条項はあるが、契約の解除の場合における違約金条項がない。

(イ) 契約書に、暴力団排除に係る契約解除の条項がない。

イ 業務委託契約書（瀬戸市大型バス、マイクロバス運行管理業務及び公用車の整備管理業務委託）

(ア) 契約書に、契約規則第 3 0 条第 3 項に基づく違約金条項がない。

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 深川小学校、道泉小学校、祖母懐小学校、古瀬戸小学校、東明小学校、祖東中学校、南山中学校
- 第 2 監査期間** 平成30年11月1日から平成30年12月25日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
 - 2 財産管理事務
 - 3 公印管理事務
 - 4 劇物・薬品類保管状況
 - 5 防災対策
 - 6 防犯対策
 - 7 設備安全点検

第 4 監査方法

平成30年度において執行された平成30年9月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務及び劇物・薬品類の保管状況については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 備品シールの物品番号が相違しているもの。

重要備品

深川小学校

物品番号 103965 電子黒板一式

- (イ) 備品シール等による管理がされていないもの。
重要備品（2件）
道泉小学校
物品番号 004285 大太鼓 和太鼓
祖東中学校
物品番号 100202 プログラムタイマー・ベルトタイマー
普通備品（金額 30 万円以上 50 万円未満すべて）
- (ウ) 廃棄手続きがされていないもの。
普通備品
道泉小学校
物品番号 104747 書棚
- (エ) 校務支援システム（C4th）の取得日と相違しているもの。
重要備品
祖母懐小学校
物品番号 004613 放送設備一式
普通備品
南山中学校
物品番号 104352 図書室カウンター
- (オ) 校務支援システム（C4th）の金額と相違しているもの。
普通備品
祖母懐小学校
物品番号 104257 アンサンブルオルガン

(2) 劇物・薬品類保管状況

ア 薬品台帳

- (ア) 薬品台帳と薬品残量が不一致であるもの。（2件）
南山中学校

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 クリーンセンター
- 第 2 監査期間 平成 30 年 12 月 3 日から平成 31 年 1 月 24 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査方法

平成 30 年度において執行された平成 30 年 10 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 歳入整理簿

週 3 日勤務の臨時職員の駐車場使用料の根拠を「瀬戸市職員等の市施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱」としているが、この要綱は勤務時間が週 30 時間以上の職員を対象としているので、当該臨時職員は対象外である。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸市クリーンセンター水質等検査委託）

契約約款に瀬戸市契約規則第 30 条第 3 項に基づく違約金条項がない。

(3) 財産管理事務

ア シール等により管理されていないもの。

- ① 物品番号 1006 普通貨物自動車
- ② 物品番号 1055 特殊自動車
- ③ 物品番号 1099 軽自動車
- ④ 物品番号 101776 特殊自動車
- ⑤ 物品番号 103372 普通貨物自動車

(4) 庶務事務

ア 薬品在庫状況

台帳には日々の使用料が正確に記されているが、3か月に一度の報告書には、単位が統一されておらず、在庫状況が不明瞭なものがある。

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 維持管理課
- 第 2 監査期間 平成 30 年 1 2 月 3 日から平成 31 年 1 月 2 4 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査方法

平成 30 年度（指定管理事務、補助金等交付事務については平成 29 年度を含む。）において執行された平成 30 年 10 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 経理事務

ア 督促状（道路占用料条例及び河川管理条例に基づく占用料）

公印省略取扱要領において公印省略扱いの対象とされていないが、公印省略の取扱いがなされていた。

また、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定されている教示がなされていなかった。

当該債権に係る督促は、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められる重要な行政処分であると考えられることから、再度関係法令等の確認を行い、債権管理総括部署と連携し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。また、備品台帳に登録されているが備品が見当たらないものや、他課へ所管換えされているが備品台帳の所管換え手続きが漏れているものが散見された。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

(3) 出納員関係

ア 過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、瀬戸市出納員等に関する規則に定められている出納員の身分を証する証票が作成されていないかった。

出納員の身分を証する証票は、瀬戸市出納員等に関する規則により、公金を収納する際に必要なものとして規定されているため、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（駅前広場施設等清掃業務委託）

(ア) 契約前に入札参加者指名審査委員会に諮る対象の案件であるが、諮られていない。

(イ) 契約約款に契約規則第30条第3項に基づく違約金条項が無い。

(2) 財産管理事務

ア 瀬戸市会計規則第25条に定められている検収者が任命されていない。

(3) 庶務関係

ア 出張命令票（県内）

(ア) 決裁権者の決裁を得ていないもの。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 教育部 学校教育課
- 第2 監査期間 平成30年12月3日から平成31年1月24日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査方法

平成30年度（補助金等交付事務については平成29年度を含む。）において執行された平成30年10月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、現地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 検討事項

(1) 経理事務

ア 歳入関係

(ア) 平成29年4月からの学校給食費の公会計化を受け、その債権管理の手順が統一されていない事例が見受けられた。

債権管理を総括する財政課と連携しながら、関係法令等を確認し、適切な債権管理が行えるよう検討されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 調定決議書 学校教育課

(ア) 決裁権者の決裁印がもれているもの。

(2) 契約事務

ア 修繕請負契約書（給食室床修繕）

（ア）約款に定められている監督員が受託者に通知されていない。

イ 工事請負契約書（給食室建具工事）

（ア）約款に定められている監督員が受託者に通知されていない。

(3) 庶務関係

ア 出納員関係

（ア）出納員証及び出納補助員証が交付されていない。

イ 臨時職員関係

（ア）月給臨時職員勤務実績報告書の決裁権者の決裁印がもれているもの。

以 上

監査報告書

第1 監査対象 地域振興部 ものづくり商業振興課

第2 監査期間 平成31年1月4日から平成31年2月26日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 指定管理事務
- 4 補助金等交付事務
- 5 財産管理事務
- 6 庶務関係

第4 監査方法

平成30年度において執行された平成30年11月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書（せとまちツクリテセンター公共下水道切替工事）
（ア）設計書の決裁権者の決裁印がもれている。

(2) 指定管理事務

ア 瀬戸市新世紀工芸館の管理に関する年度協定書
（ア）基本協定書第22条で瀬戸市新世紀工芸館において備品管理台帳等が整理されていない。

イ 瀬戸染付工芸館の管理に関する年度協定書

（ア）基本協定書第22条で瀬戸染付工芸館において備品管理台帳等が備わっていない。

(3) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市地域産業振興会議負担金

(ア) 瀬戸市として作成した瀬戸市地域産業振興会議に関する書類が瀬戸市地域産業振興会議事務局として作成した書類と混在して綴られている。(平成30年度)

イ 瀬戸焼振興協会負担金

(ア) 瀬戸市として作成した瀬戸焼振興協会に関する書類が瀬戸焼振興協会事務局として作成した書類と混在して綴られている。(平成30年度)

(4) 財産管理事務

ア 備品管理 重要備品

(ア) 複数の備品がまとめて登録されているもの。

新世紀工芸館

物品番号 004764 ガラス工芸用小道具 一式

物品番号 004770 棚板・支

瀬戸染付工芸館

物品番号 004840 展示用什器 (21点分)

(5) 庶務関係

ア 出納員関係

(ア) 出納員証が交付されていない。

以 上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 市民生活部 市民課

第 2 監査期間 平成 31 年 1 月 4 日から平成 31 年 2 月 26 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 補助金等交付事務
- 4 財産管理事務
- 5 庶務関係

第 4 監査方法

平成 30 年度において執行された平成 30 年 11 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（電光掲示板、発券機保守業務委託）

前回の定期監査において指摘をしたところであるが、法令等を確認のうえ、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

(ア) 契約書で改正前の独占禁止法の条項が引用されている。

(イ) 契約書で、刑法の第 96 条の 6 とすべきところ、第 96 条の 3 と記載されている。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（電光掲示板、発券機保守業務委託）

(ア) 契約書に、契約規則第 30 条第 3 項に基づく違約金条項がない。

イ 業務委託契約書（マイナンバーカード裏書プリンタ保守更新）

(ア) 施行伺い、見積もり徴収伺いといった決められた手順の決裁がとられていない。

- ウ 業務委託契約書（マイナンバーカード事務使用機向け保守更新）
 - （ア） 施行伺い、見積もり徴収伺いといった決められた手順の決裁がとられていない。
- エ 業務委託契約書（平成30年度菱野団地サービスセンター安全管理に関する業務委託）
 - （ア） 施行伺いの決裁がとられていない。
- （2） 補助金等交付事務
 - ア 平成30年度コンビニ交付に係る運営負担金
 - （ア） 契約書第21条で、契約を自動更新する条項が入っている。
 - （イ） 契約書に、契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。
 - （ウ） 契約書に、暴力団排除、不正等に係る条項がない。
- （3） 財産管理事務
 - ア 設置場所が異なるもの。
 - （ア） 物品番号 102751 パーソナルコンピュータ
 - （イ） 物品番号 102922 カメラ関連機器
- （4） 庶務事務
 - ア 臨時職員休暇簿
 - （ア） 欠勤扱いの臨時職員の休暇簿又は欠勤簿の決裁がとられていない。

以 上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 健康福祉部 健康課

第 2 監査期間 平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 3 月 22 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 指定管理事務
- 4 補助金等交付事務
- 5 財産管理事務
- 6 庶務関係

第 4 監査方法

平成 30 年度（指定管理事務、補助金等交付事務については平成 29 年度を含む。）において執行された平成 30 年 12 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（平成 30 年度がん検診クーポン券作成電算事務）

(ア) 「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に規定する契約結果調書が作成されず、また公表されていない。

(イ) 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 8 条の規定に係る利率が誤っている。

(ウ) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。

イ 業務委託契約書（がん検診・肝炎ウイルス検診入力業務）

(ア) 第 13 条第 1 項第 1 号で、法改正前の独占禁止法の条項が引用されている。

- (イ) 第13条第1項第4号で、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。
- (ウ) 契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。
- (エ) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に入札保証金免除の記載がある。
- ウ 業務委託契約書（歯科節目健康診査事業）
 - (ア) 「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に規定する契約結果調書が作成されず、また公表されていない。
- エ 業務委託契約書(平成30年度瀬戸市学童期生活習慣病対策健診業務委託)
 - (ア) 契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。
- (2) 指定管理事務
 - ア 基本協定書第23条により、市に所有権が帰属する備品の取得を指定管理者が行っているが、市の備品台帳に登録がされていない。
- (3) 財産管理事務
 - ア 備品登録されているが備品が見当たらないもの。
 - (ア) 物品番号 2703 コーリン BP203RV 自動血圧計一式
- (4) 庶務関係
 - ア 臨時職員関係
 - (ア) 給与計算において、欠勤の計算を行うべきところ、有給の扱いで計算されているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 西保育園、南保育園、水北保育園、品野西保育園
所管課 健康福祉部保育課
- 第 2 監査期間** 平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 3 月 22 日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
 - 2 財産管理事務
 - 3 庶務関係
 - 4 防災・防犯対策
 - 5 施設（遊具）安全点検

第 4 監査方法

平成 30 年度において執行された平成 30 年 12 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 園児の退園の際、主食費の返金に係る支払調書の決裁が取られていない。(1 件 品野西保育園)

(2) 財産管理事務

ア 廃棄手続きがされていないもの。

(ア) 物品番号 2969 調理台 (西保育園)

イ 所管替えの手続きがされていないもの。

(ア) 物品番号 102523 オープン (西保育園)

(3) 庶務関係

ア 臨時職員休暇簿

(ア) 欠勤扱いの臨時職員の休暇簿又は欠勤簿の決裁がとられていない。

(多数 西保育園、南保育園、水北保育園、品野西保育園)

- (イ) 臨時職員の休暇簿と実績報告書の休暇が一致していない。(多数 西保育園、南保育園、水北保育園)
- (ウ) 臨時職員の時間休の取得が1時間単位でないものがある。(1件 南保育園)
- イ 臨時職員実績報告書
 - (ア) 臨時職員の交通費の支給額が間違っている。(1件 南保育園)
- (4) 防災・防犯対策
 - ア 震災に備えての準備品
 - (ア) 医薬品の使用期限が切れている。(水北保育園、品野西保育園)

以 上

監査報告書

第1 監査対象 財政援助団体 瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会
所 管 課 地域振興部 産業政策課

第2 監査期間 平成30年10月1日から平成30年11月22日まで

第3 監査項目 1 負担金等に係る出納その他の事務

第4 監査方法

平成29年度及び30年度において執行された平成30年8月末日までの負担金等に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

負担金等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 団体の会計及び財産管理について、瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会会計処理規程に定められている会計処理及び財産管理が行われておらず、財務諸表等が作成されていない状態であった。

会計処理規程について再度確認を行い、団体で定めた規程と実状とで不整合な状態とならないよう改善されたい。

(2) 瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会内部監査実施規程に基づく内部監査が規程どおりに実施されていなかった。

内部監査実施規程について再度確認を行い、適切なリスクマネジメントを行うことができるよう改善されたい。

(3) 地方税の課税対象となる財産を保有しているが、申告及び納税がなされていなかった。

関係各課税団体に確認を行い、適切な税務処理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 市の負担金に関する一連の事務（所管課、団体）

平成27年度に実施した所管課の定期監査において注意したところであるが、市として作成した瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会に関連する書類と、瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会事務局として作成した書類が混在して綴られている。

(2) 団体運営関係事務（財産管理）

所有する財産が番号等で管理されていないため、一部の職員以外特定が困難となっている。

以 上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 財政援助団体 瀬戸市老人クラブ連合会
所 管 課 健康福祉部 高齢者福祉課

第 2 監査期間 平成 3 1 年 2 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 2 2 日まで

第 3 監査項目 1 補助金等に係る出納その他事務

第 4 監査方法

平成 3 0 年度（平成 2 9 年度含む）において執行された平成 3 0 年 1 2 月末日までの補助金対象事業について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、関係職員から内容の説明を聴取し、事務事業が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

補助金対象事業に関する事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 瀬戸市老人クラブ補助金交付要綱に基づく補助金交付申請及び請求に係る書類について、団体が保管する書類の所在が確認出来ない状況であった。

また、収入・支出調書の作成誤り等、一部事務処理上の不適切な部分も見受けられた。

団体が書類の管理方法を含め、より適切な事務処理を行うことが出来るよう所管課として団体に対し監督指導されたい。

以 上

平成30年度 工事監査報告書

第1 監査対象

穴田配水場築造工事

第2 監査期間

平成31年1月4日から平成31年2月26日まで

第3 監査の実施方法

工事が契約書、設計図書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類を審査するとともに現地調査を実施し、工所用資材及び施工監理状態についても検査確認を行った。

なお、この監査に当たっては、工事の専門的・技術的観点を主眼として、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

第4 工事の概要

- 1 場 所 瀬戸市穴田町地内
- 2 目 的 水道施設の上陣屋配水場の廃止に伴う移転先として、穴田配水場に新たな配水池を築造し、これまでと変わらない水の安定供給を図る。
- 3 工事内容
 - (1) 水道施設

配水池築造工（円筒型PC造）	7,000m ³	1池
本管布設工（総延長）NS-DCIP	φ250～φ500	204.4m
緊急遮断弁設置工	φ500	1基
仕切弁設置工	φ250～φ500	5基
消火栓設置工（地上式）	D65	1基
L型擁壁工（H=3.3m～8.9m）		111m
場内整備工		1式
 - (2) 電気

遠方監視制御装置（機能増設）		1式
データ処理装置（機能増設）		1式
配水池水位計（新設）		1式
- 4 請負業者
 - (1) 工事請負業者 安部日鋼・アクシス特定建設工事共同企業体
 - (2) 設 計 中央コンサルタント株式会社名古屋支店
- 5 契約金額 当初 : 624,240,000円（税込）
変更後 : 597,596,400円（税込）
- 6 工事期間 平成29年7月11日から平成31年6月17日まで
- 7 進捗状況 平成30年12月末日現在 77.8% 計画より4.1%早い

第5 監査の結果

本工事は、おおむね良好な施工状態と認められた。

ただし、次の指摘のとおり、一部不適切な部分が見受けられたので、適切な処理をされたい。

- 1 建設業法等に基づく工事現場掲示物につき、記載方法及び掲示すべき許可票等に不適切な部分が見受けられた。

以 上